

# 「障害」のひらがな表記を実施します

平成 19 年 1 月から安平町では、町民の皆様の「しょうがい」に対する理解を深める契機と、ノーマライゼーション\* 社会の実現に向けての取り組みをより一層進めていくことを目的に「しょうがい」とひらがな表記を行うことになりましたのでお知らせします。

\*ノーマライゼーション

誰もがお互いに区別することなく、社会生活を共にするのが正常であり、望ましい姿であるとする考え方。

## 表記方法

次のように「障害」を「しょうがい」の表記に変更します。

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひらがな表記とします。

障害という言葉が単語あるいは、熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合	障 害 者→「しょうがいのある方（人）」、「しょうがい者」 身体障害者→「身体しょうがいのある方（人）」、「身体しょうがい者」 知的障害者→「知的しょうがいのある方（人）」、「知的しょうがい者」 精神障害者→「精神しょうがいのある方（人）」、「精神しょうがい者」
---	--

## 対象とする文書

対象とする文書は次のものになります。	新たに作成・発出する公用文、住民等に対する啓発資料等（新たに作成又は、更新する広報、手引き書、リーフレット・パンフレット、ホームページ等）、会議資料、説明資料 など
--------------------	--

## 変更のない（できない）表記

- 法令や条例、固有名称など。安平町の例規中で使用される表記は、従前どおりとします。

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称	障害者基本法、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、身体障害者手帳、身体障害者相談員、知的障害相談員など
事業等の固有名称	重度心身障害者医療給付事業、補助申請書、補助指令文等における事業名など
行政内部の資料	予算関係の資料など
医療用語など専門用語として漢字が適当な場合	肝機能障害、じん臓機能障害など
変更することが不適切な場合	「高齢者・障害者」という文言などバランスを欠くとき
組織名	安平町福祉課障害福祉係
例規における表記	安平町の条例、規則、告示、訓令等の条文中で使用されているすべての用語

\*法令上等ひらがな表記ができないものがあり、文書等において「しょうがい」「障害」が混在する場合がありますのであらかじめご了承ください。

問合せ 福祉課障害福祉係 ☎⑤ 4555